

平成18年度

# 特色ある大学教育支援プログラム公募要領

平成18年2月  
文部科学省

# 目 次

1	プログラムの背景・目的	1
2	プログラムの概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 募集の対象外となる取組	1
	(3) 申請件数・申請者・募集内容等	2
	(4) 取組に対する経費措置	2
	(5) 選定件数	3
	(6) その他	3
3	選定方法等	
	(1) 選定方法	3
	(2) ヒアリング	3
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	3
	(2) 申請要件違反	3
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書類	4
	(2) チェックシートによる確認	4
	(3) 申請手続	4
	(4) その他	4
6	公募要領等の説明会	5
7	公表等	
	(1) 申請区分等の公表	5
	(2) ホームページ等による公表	5
	(3) 状況調査	5
8	選定結果の通知	5
9	問い合わせ先	
	(1) 申請書及び選定に関する問い合わせ先	6
	(2) 補助金その他の問い合わせ先	6

## 1 プログラムの背景・目的

### 〔背景〕

個性輝く大学づくり、国際競争力の強化、教養教育の充実等が求められる中、大学における教育の質の充実や世界で活躍し得る人材の養成は、重要な課題であり、各大学における教育面での改革を一層促進していく必要があります。

また、「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日）や「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（平成17年9月5日）も踏まえつつ、各大学が、個性・特色を一層明確にしていくことができるよう、国公立大学を通じ、競争的な環境の下で大学教育改革への取組を支援していく必要があります。

### 〔目的〕

「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善・充実の観点から、学位を与える課程に応じた教育内容・方法等の高度化・豊富化に資する特色ある優れた取組を選定し、選定された取組を広く社会に情報提供することや財政支援を行うことにより、大学教育の改善を図るとともに、高等教育の活性化を促進することを目的とします。

## 2 プログラムの概要

### （1）募集の対象

国公立大学又は短期大学における以下の要件を満たしている取組を対象とします。

- ① 各大学・短期大学の教育目的を達成するためにこれまで組織的・継続的に実施し、実績を挙げている取組
  - ※「組織的」…学士課程は学部単位以上、短期大学士課程は学科単位以上、修士課程は専攻単位以上で実施している取組とします。
  - ※「継続的」…今日まで継続している取組とします。
- ② 各大学・短期大学の学位を与える課程の教育目的・役割を明確化し、学生に対する体系的な教育として、さらに充実・発展させる取組
  - ※「学位を与える課程」…学修の成果を適切に評価して単位を認定するなどの取組が望まれます。
  - ※「体系的」…教育カリキュラム及び学生教育の充実・改善を踏まえた補完的な教育やFD等を含みます。

### （2）募集の対象外となる取組

国公立大学又は短期大学における以下の取組は対象外とします。

- ① その大学・短期大学において、「特色ある大学教育支援プログラム」等、文部科学省が大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費補助金により行っているプログラム（以下「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定された取組と同一又は類似の取組
- ② その大学・短期大学において、「特色ある大学教育支援プログラム」以外の国公立を通じた大学教育改革支援プログラムに申請を予定している取組と同一又は類似の取組
- ③ 博士課程における取組  
（別途「魅力ある大学院教育」イニシアティブを実施）
- ④ 専門職学位課程における取組  
（別途「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」を実施）

(3) 申請件数・申請者・募集内容等

- ① 申請は、下記の申請区分及び細区分のとおりとし、各大学・短期大学は、各申請区分に1件申請することができます。  
※異なる課程にまたがる取組については、最終の学位を与える課程の申請区分に申請してください。  
※複数の大学・短期大学による取組については、各大学・短期大学が学位を与える課程の申請区分に申請してください。
- ② 学長を中心とするマネジメント体制の下で実施されるものについて、大学・短期大学としてのビジョンの下に学長から申請していただきます。
- ③ 取組の目的や特色、実施状況、今後の計画、将来の展望、実績等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください（ただし、申請書の提出先は財団法人大学基準協会です）。
- ④ 内容の詳細については、「平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム」申請書作成・記入要領」を参照してください。

(申請区分と細区分)

申請区分	細 区 分
学 士 課 程	○教育課程の工夫改善を主とする取組 ○教育方法の工夫改善を主とする取組
短期大学士課程	○上記以外の教育の工夫改善に関する取組
修 士 課 程	○人社系の教育の工夫改善を主とする取組 ○理工農系の教育の工夫改善を主とする取組 ○医療系の教育の工夫改善を主とする取組

(4) 取組に対する経費措置

①補助金の交付

「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された取組については、上記2プログラムの概要(1)募集の対象②に係る経費(以下「取組に係る経費」という。)に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」により、大学・短期大学の設置者に対して財政支援を行うことを予定しています(私立とは設置者が学校法人のものに限ります)。

②重複補助の禁止

取組に係る経費が、本補助金又は他の補助金等により経費措置(以下「他の経費措置」という。)を受けている又は受ける予定の場合は、重複補助を避けるため本補助金の経費措置を受けることはできません

したがって、取組に係る経費の作成に当たっては、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で申請して下さい。

③取組に係る経費の規模等

取組に係る経費の規模等は下記のとおりとし、その範囲内で様式5「4 取組に係る経費」を作成して下さい。

なお、使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省ホームページに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考)平成17年度大学改革推進等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

(取組に係る経費の規模等)

申請区分	補助事業上限額	補助金基準額	財政支援期間
学士課程	26,000千円/年	15,500千円/年	2～3年間以内
短期大学士課程			
修士課程			

(5) 選定件数

選定件数は、申請件数の1割程度以内とする予定ですが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(6) その他

この公募は、平成18年度予算の成立を前提としており、国会における予算審議の状況により、選定件数等その他を変更することがあります。

### 3 選定方法等

(1) 選定方法

本プログラムの選定は、財団法人大学基準協会を中心に運営される「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会（以下「実施委員会」という。）」において行われます。

選定方法等の概要は、「平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム」審査要項」を参照してください。

(2) ヒアリング

選定の過程で、申請書をもとにヒアリングが行われる予定です（本年度は、7月中旬頃の予定）。ヒアリングの対象となった大学・短期大学に対しては、別途、実施委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請書の内容について責任をもって対応できる申請担当者等においては対応可能な状態にしておいてください。

### 4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外としますので、申請時には十分注意してください。

- ① 申請書記入要領「I 一般的留意事項について」の2で定める書式と異なる場合（ただし、禁則処理により1行の文字数が40字を超過した場合は違反としない）
- ② 様式1の「⑦取組名称」、様式3の「2 取組について（1）取組概要」で定める既定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 様式3、4、5の既定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ④ 指定外の資料を添付した場合（超過の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の申請要件違反があった場合は、審査対象外とします

ので、申請時には十分してください。

- ① 「2 プログラムの概要」の「(2) 募集の対象外となる取組」に該当する申請
- ② 「2 プログラムの概要」の「(3) 申請件数・申請者・募集内容等」で示した件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行ったのち、その件数の範囲を超えることとなる申請については、取り上げていただくこととなります。）

### (3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外としますので、申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

## 5 申請に当たっての留意事項

### (1) 申請書類

「平成18年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書（作成・記入要領）」に基づき、本プログラムの背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないよう十分留意してください。記載もれ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

### (2) チェックシートによる確認

要件違反等防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を必ず1部提出してください。

### (3) 申請手続

#### 【提出部数】

「平成18年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書」・・・50部

「申請内容等チェックシート」・・・1部

#### 【提出先】

〒102-0073 千代田区九段北3-2-4 メヂカルフレンドビル1階

特色ある大学教育支援プログラム申請受付会場

TEL 03-3264-6614

#### 【提出期限】

平成18年4月18日（火）～20日（木）

（午前9時30分～正午まで及び午後1時～午後5時まで）

※ 郵便又は宅配を利用し提出する場合は、配達証明が可能な方法（配達記録、小包、簡易書留等）などにより、提出期限内に必着するようにしてください。

### (4) その他

申請書提出後の差し替えや訂正は、申請受付期間中であれば可能ですが、申請受付期間終了後は認めません。

提出された申請書は返還いたしませんので、各大学・短期大学において控えを保管するようにしてください。

## 6 公募要領等の説明会

「平成18年度特色ある大学教育支援プログラム」の公募要領等説明会を開催します。本説明会は、文部科学省において別途実施する「平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」と合同で開催します。

これらの詳細については、文部科学省及び財団法人大学基準協会のホームページに掲載しています。

（説明会開催日：平成18年2月28日（大阪）、3月3日（東京））

## 7 公表等

### （1）申請区分等の公表

募集締切後、申請大学・短期大学名、申請区分・細区分及び取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、内容についても公表する予定です。

また、事例集の作成、フォーラムの開催等を通じて、取組内容等を広く社会に情報提供する予定です。これらの作成、開催にあたっては、選定された大学・短期大学に参加いただくこととしますので、あらかじめ御了承ください。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

### （2）ホームページ等による公表

本プログラムの趣旨・目的を踏まえ、選定された大学・短期大学は、選定取組の内容、経過、成果等を自らホームページ等を活用するなどして積極的かつ継続的に社会へ情報提供していただくこととします。

### （3）状況調査

実施委員会においては、大学教育改革の推進の一環として、取組選定後、一定期間経過したいくつかの取組を対象に、本プログラムの審査・評価の方法の改善等を目的とした状況調査を行う予定です。

## 8 選定結果の通知

選定された大学・短期大学には、学長あて選定結果を通知します（本年度は8月上旬頃の予定）。

## 9 問い合わせ先

### (1) 申請書及び選定に関する問い合わせ先

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13  
財団法人大学基準協会  
電 話：03-5228-2020  
03-5206-2676  
FAX：03-3260-3667  
ホームページ：http://www.tokushoku-gp.jp  
(本ホームページより申請書類の様式のダウンロードが可能です。)

### (2) 補助金その他の問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
文部科学省高等教育局大学改革推進室  
電 話：03-6734-3335  
FAX：03-6734-3387  
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/kaikaku/gp/002.htm  
(本ホームページより申請書類の様式のダウンロードが可能です。)